

陳情第33号	受理年月日	平成29年6月6日
付託委員会	総務財政委員会	
陳情者	八幡西区清納一丁目2-5 福岡県商工団体連合会婦人部協議会北九州ブロック 代表者 宮崎 晶子	
件名	所得税法第56条の廃止について	
要旨	<p>中小業者は、地域経済の担い手として、地域経済と雇用を守り、社会的・文化的にも大きな役割を果たしてきた。その中小業者を支えている家族従業者の働き分である自家労賃は、税法上、所得税法第56条により、必要経費として認められていない。</p> <p>事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円で、このわずかな控除額が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況で、後継者育成の大きな妨げにもなっている。</p> <p>税法上は、青色申告にすれば、給料を経費にすることができるが、同じ労働に対して、白色申告とで差をつける制度自体が矛盾している。</p> <p>昨年3月、国連の女性差別撤廃委員会から、所得税法の見直しを検討するよう勧告されており、また、一昨年末に閣議決定した第4次男女共同参画基本計画に盛り込まれた税制の検討に所得税法第56条が含まれると表明され、政府は検討していかなければならないと答弁している。</p> <p>ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では自家労賃を必要経費と認め、家族従事者の人格・人権・労働を正當に評価している。</p> <p>国連からの勧告や政府の見解などから、差別的税制をこれ以上放置せず、家族従業者の労働を社会的に評価し働き分を正當に認めるため、国会及び政府に対し、所得税法第56条の廃止を求める意見書を提出していただきたい。</p>	